

様式第3

平成 年度新産業都市等事業補助率差額計算書

(単位：円)

区分	事業名	平成 年度による住宅関係対象特定事業						計算内訳						平成 年度補助率申請額
		事業費(補助基本額)	補助率	国庫補助金	都道府県補助金	法令に基づく負担金等	事業主体負担金 [A - (C + D + E)]	引上率	引上後の国庫補助金 $A \times B \times G$	補助率差額相当額 $H - C$	$F - I$	$A \times 0.2$	J < Kの場合の補助率差額相当額 $F - K$	
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
(例)新産	公営住宅整備事業 公営住宅建設費 住宅地区改良事業 不良住宅除去費 土地整備費 一時収容施設設置費 改良住宅建設費 計													

(記載要領)

- 「区分」欄には、新産地区・工特地区・産炭地区・首都圏・近畿圏・中部圏・北方領土隣接地域の各地域名を記載する。
- 「事業名」欄には、公営住宅整備事業及び住宅地区改良事業に分類して記載する。前者においては、公営住宅建設費を交付決定単位ごとに記載し、後者においては、交付決定単位ごとに不良住宅除却費、土地整備費、一時収容施設設置費及び改良住宅建設費に分けて記載する。
- 「A」欄には、対象特定事業の国庫補助金算定の基礎となった経費の額を記載する。
- 「D」欄には、都道府県の補助があった場合、その補助金の交付の確定額を記載し、また、「E」欄には、住宅地区改良法第26条の負担金があった場合又は寄付金等があった場合に、当該負担金の収入、未収入にかかわらずこれを記載する。
- 「F」欄には、事業主体負担金 $[A - (C + D + E)]$ を記載する。
- 「G」欄の引上率は、平成 年度新産業都市等事業に係る国の負担割合の引上率で、該当するものを記載する。
- 「H」欄の引上後の補助率差額計算 $(A \times B \times G)$ は、円未満切捨てとする。

- 8 「K」欄の $A \times 0.2$ は、新産業都市等事業整備財政特例法(昭40.法73)第4条第5項及び産炭地域振興臨時措置法(昭36.法219)第11条第4項並びに首都圏、近畿圏及び中部圏近郊整備財政特例法(昭41.法114)第5条第4項の規定に基づく2割制限のかかる事業について適用する。
- 9 「L」欄には、 $J < K$ の場合にのみ、 $F - K$ の額を記載するものとし、その他の場合には空欄とする。
- 10 「平成 年度補助率差額申請額」欄は、「L」欄に該当する場合には「L」欄の額を、該当しない場合には「I」欄の額を記載する。
- 11 首都圏のうち既成市街地を含む市町村、近畿圏のうち既成都市区域又は保全区域を含む市町村及び中部圏のうち法第2条第3項に規定する政令で定める区域又は保全区域を含む市町村にあっては、補助率差額の対象事業のうち、事業施行箇所(種別、戸数、事業費)及び既成市街地、近郊整備地帯、都市開発区域(以上首都圏)、既成都市区域、近郊整備区域、都市開発区域、保全区域(以上近畿圏)法第2条第3項に規定する政令で定める区域、都市整備区域、保全区域(以上中部圏)の区分を図示した図面(区域別に色ぬりすること)を添付すること。
- 12 補助率差額の交付は原則として完了した特定事業を対象とするものであるが、事業の未完了で繰越となる場合、また、事業は当該年度末までに終了する見込だが額の確定ができない場合には、左側上方に「繰越分」又は「未確定分」を標示すること。
- 13 変更交付申請をする場合には、前回交付申請分を上段()書とする。